

## 益城町住民保険課窓口業務委託プロポーザルにおける プレゼンテーション及びヒアリング審査実施要領

### 1 ヒアリング審査対象者

益城町住民保険課窓口業務委託プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）は、益城町住民保険課窓口業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査結果に基づき、企画提案書等の提出要請を受けた者で、当該技術提案書等を事務局に受理された者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

### 2 ヒアリング審査の実施方法等

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。

#### (1) ヒアリング審査会場

各対象者へ別途通知する。

#### (2) 実施日

令和元年（2019年）6月21日（金）

#### (3) 集合場所

各対象者へ別途通知する。

#### (4) 出席者

##### ア 説明員

各対象者の説明員は、5名以内とする。（説明員の他にパソコン操作員を1名帯同させることも可とするが、説明員がパソコン操作員を兼ねても可とする。）

なお、様式第10号に記載のない者は、説明員として認めない。

また、プレゼンテーションで説明する資料は、提出された様式第7号の内容を編集することは可とするが、記載された以外のものを付け加えてはならない。

##### イ 提出期限及び方法

対象者は、ヒアリング審査に出席する説明員の氏名を様式第10号に記載し、令和元年（2019年）6月11日（火）17時までに企画提案書等と併せて事務局へ提出すること。

#### (5) 会場、順番及び時間

ア ヒアリング審査の会場、順番及び時間は技術提案書等書類の受付終了後、令和元年（2019年）6月12日（水）17時までに、各対象者へ電子メールにより通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、提案書の提出時に抽選を行い決定する。なお、抽選の順番は提案書の受付順とし、持参の場合は提案書の持参者、

郵送の場合は事務局が順番を記入したくじを引き決定するものとする。

(6) 実施方法

ア ヒアリング審査は、対象者1者につきプレゼンテーション20分以内及びヒアリング25分以内とする。

イ プレゼンテーションにはパワーポイントを使用することとする。スクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びプロジェクターは各者持参とする。

ウ ヒアリング審査は、対象者が提出した企画提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

(7) 失格事項

次の事項に該当するものは、失格となることがある。

ア 企業名、個人名等が判別される服装及び言動をした者

イ 提出した書類以外の資料でプレゼンテーションを行った者

ウ 様式第10号に記載されていない者（パソコン操作員を除く）がプレゼンテーションに出席した場合

エ 事務局の指示に従わない者

### 3 その他

(1) ヒアリング審査に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と益城町が協議し決定する。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとする。

(2) ヒアリング審査の進行上の都合により、別途通知した時間（開始時刻）と異なる時間となる場合があるが、その場合は事務局の指示に従うこと。